

《平成21年度個別労働紛争解決制度の運用状況について》

平成22年5月28日発表
青森労働局総務部企画室

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度は、平成13年10月の施行から今年で9年目を迎えるが、青森労働局では、平成21年度1年間における本制度の運用状況をまとめた。

《概要》

◎ 平成21年度青森労働局管内個別労働紛争解決制度の運用状況について

1	総合労働相談件数	11,040件（2.1%減）
2	民事上の個別労働関係紛争相談件数	2,324件（11.4%減）
3	助言・指導申出受付件数	78件（2.6%増）
4	あっせん申請受理件数	41件（46.1%減）

【※ 増加率は、平成20年度実績と比較したもの。】

青森県内7カ所に設置している総合労働相談コーナー等に寄せられた平成21年度の相談件数は、11,040件（前年度比2.1%減）、このうち民事上の個別労働紛争に係る相談件数は2,324件（前年度比11.4%減）と減少しているが依然高水準で推移している。

個別労働紛争の内容としては、解雇、いじめ・嫌がらせ、労働条件引き下げ、退職勧奨等の多様なものとなっている。

また、同法に基づく「助言・指導」及び「あっせん」制度による個別労働関係紛争の解決援助の申出・申請件数は、平成21年度は119件（前年度比約21.7%減）であった。

なお、助言・指導は全78件中、77件が1ヵ月以内に、残り1件が1ヶ月以上2ヵ月以内に処理終了した。

あっせんは2ヵ月以内に全数が処理終了しており、このうち、あっせんによって合意が成立したものは平成21年度内に手続きを終了した45件中12件（26.7%）である。

個別労働紛争解決制度は裁判外紛争処理制度の一つで「簡易・迅速・無料」を特徴としている。

平成21年度1年間における「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（別添1及び2参照）に基づく個別労働紛争解決制度の運用状況は以下のとおりである。（別添3参照）

1 総合労働相談コーナーの相談受付状況

労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、青森労働局及び青森・弘前・八戸・五所川原・十和田・むつの各労働基準監督署内に総合労働相談コーナー（計7カ所）を開設している。

これら総合労働相談コーナー等に対し、平成21年度1年間に寄せられた相談件数は11,040件に上っており、前年度（11,275件）に比し2.1%減となっている。

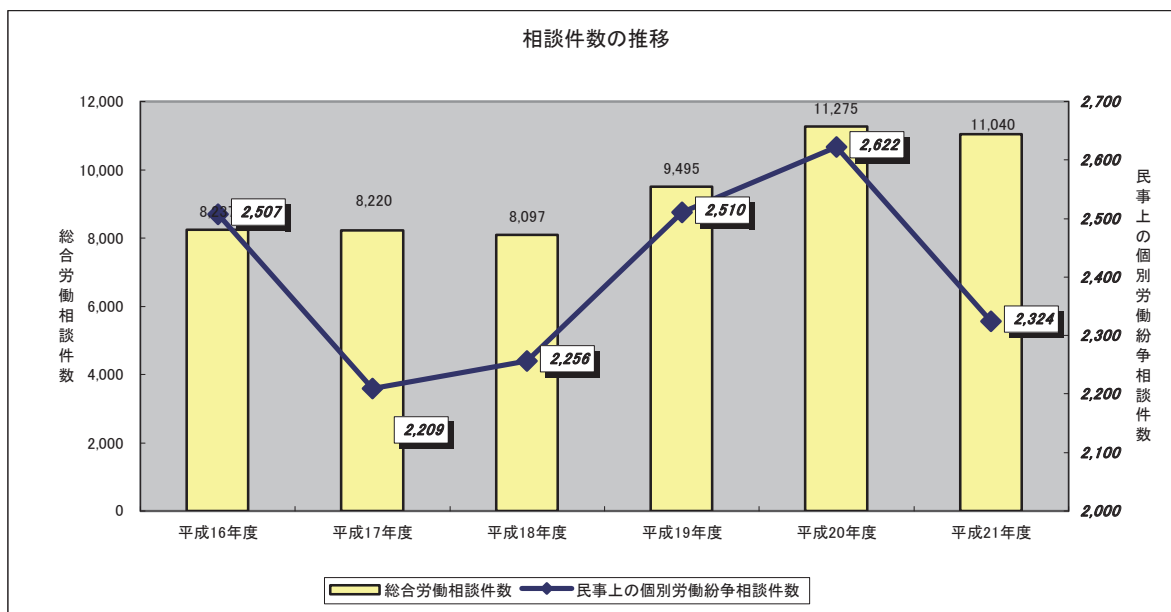
<総合労働相談コーナーへご相談を>

平成21年度からむつ総合労働相談コーナーを新設し、現在県内には別添4のとおり7カ所の総合労働相談コーナーを開設している。

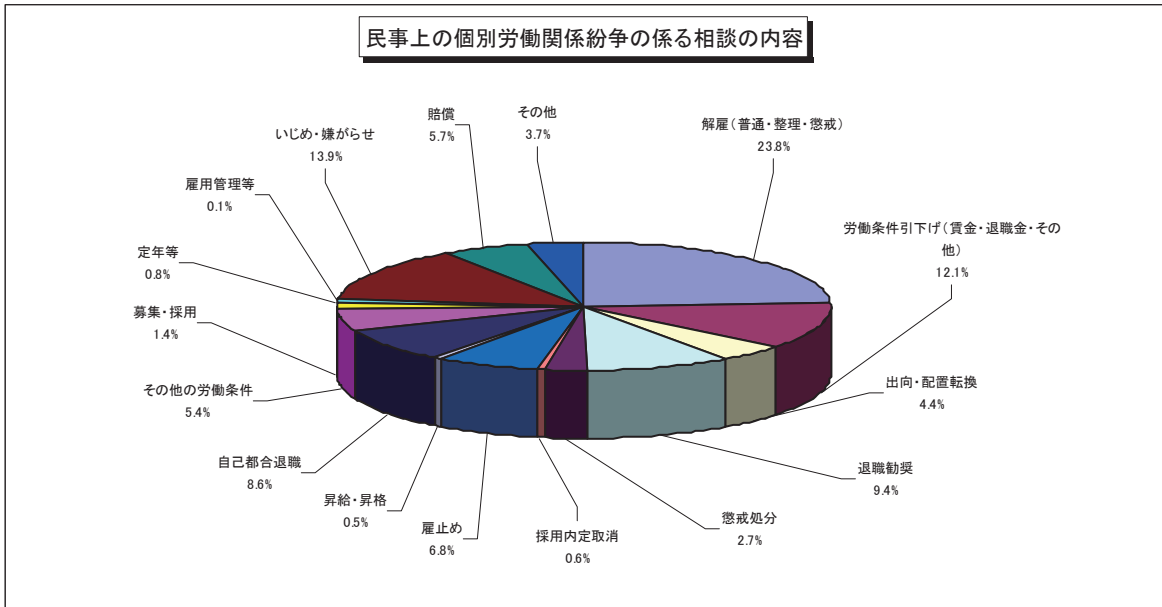
青森労働局では、個別労働関係紛争の未然防止及び早期解決のため、労働に関するあらゆる問題について総合労働相談コーナーへの相談を呼びかけている。

2 民事上の個別労働関係紛争に係る相談の受付状況

労働相談のうち、労働基準法等の労働関係法令の違反を伴わない解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の個別労働関係紛争に係る相談件数が2,324件となっており、前年度（2,622件）に対し11.4%減となっている。

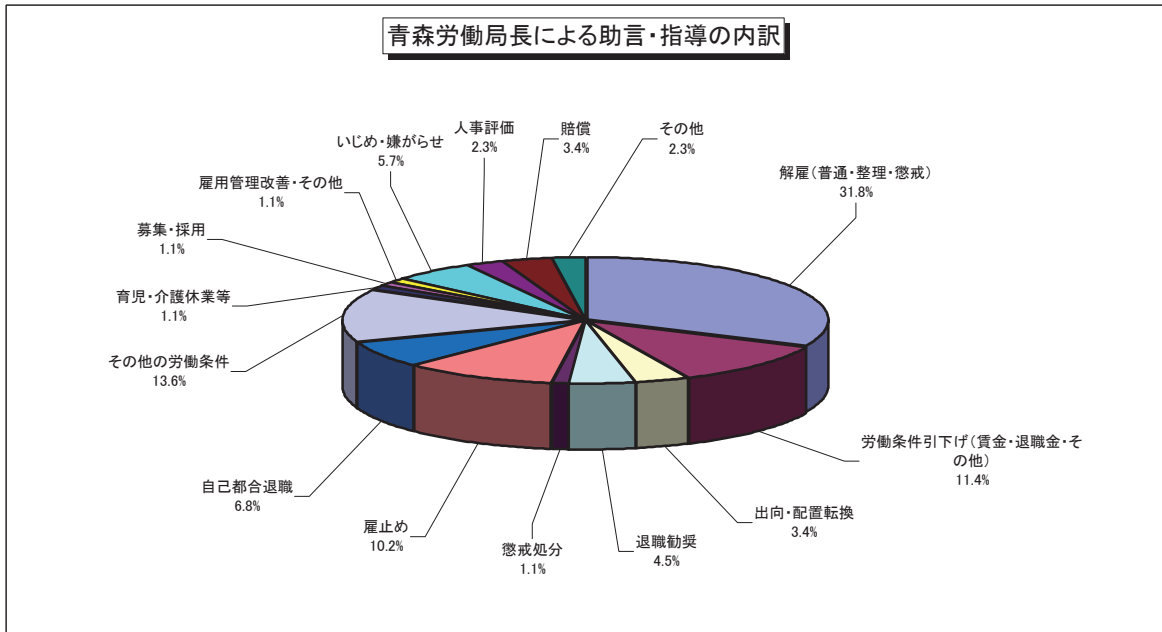


また、民事上の個別労働関係紛争に係る相談の内容は、内訳が複数にまたがる事案もあるため相談件数としては、2,593件となり、そのうち、解雇（普通・整理・懲戒）に係るものが616件（23.8%）と最も多く、いじめ・嫌がらせに係るものが361件（13.9%）、次いで労働条件引下げ（賃金・退職金・その他）に係るものが314件（12.1%）、退職勧奨に係るものが244件（9.4%）と続いている。



3 労働局長による助言・指導の実施状況

総合労働相談コーナーにおける相談によっても自主的な解決に至らない民事上の紛争事案について、個別労働関係紛争の解決のため青森労働局長による助言・指導の申出を受付したものは78件（平成20年度76件）であった。



助言・指導申出の紛争内容は、内訳が複数にまたがる事案もあるため紛争事案としては88件となり、そのうち、解雇（普通・整理・懲戒）に係るものが28件（31.8%）と最も多く、次いでその他労働条件に係るものが12件（13.6%）、労働条件引下げ（賃金・退職金・その他）に係るものが10件（11.4%）、雇止めに係るものが9件（10.2%）であった。

助言・指導の処理状況をみると、

- 平成 21 年度 1 年間に手続を終了したものは 78 件であった。
- 処理に要した期間は、1 ヶ月以内に 77 件（98.7%）、2 か月以内に全ての処理が終了している。
- 申出人は、労働者が 76 件（97.4%）で大半を占めるが、事業主からの申出も 2 件（2.6%）あった。
- 助言・指導の実施により 78 件中 44 件（56.4%）の事案の解決を確認した。
- 助言・指導で解決しなかった事案のうち 3 件があっせんに移行した。

【助言・指導の例】

◎事例 1：懲戒解雇に係る事案

（申出内容）

申出人（労働者）は、懲戒解雇されたが、その理由は業務命令を拒んだこと、長期間連絡なく欠勤したことであった。申出人は現場の責任者に「帰れ」と言われたもので、懲戒解雇には納得いかない。懲戒解雇処分を撤回するよう助言・指導して欲しい。

（結果）

被申出人（事業主）に対し、懲戒解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない懲戒解雇は、権利の濫用として無効となることを説明の上、再考されたい旨助言したところ、懲戒解雇の処分が撤回された。

◎事例 2：配置転換に係る事案

（申出内容）

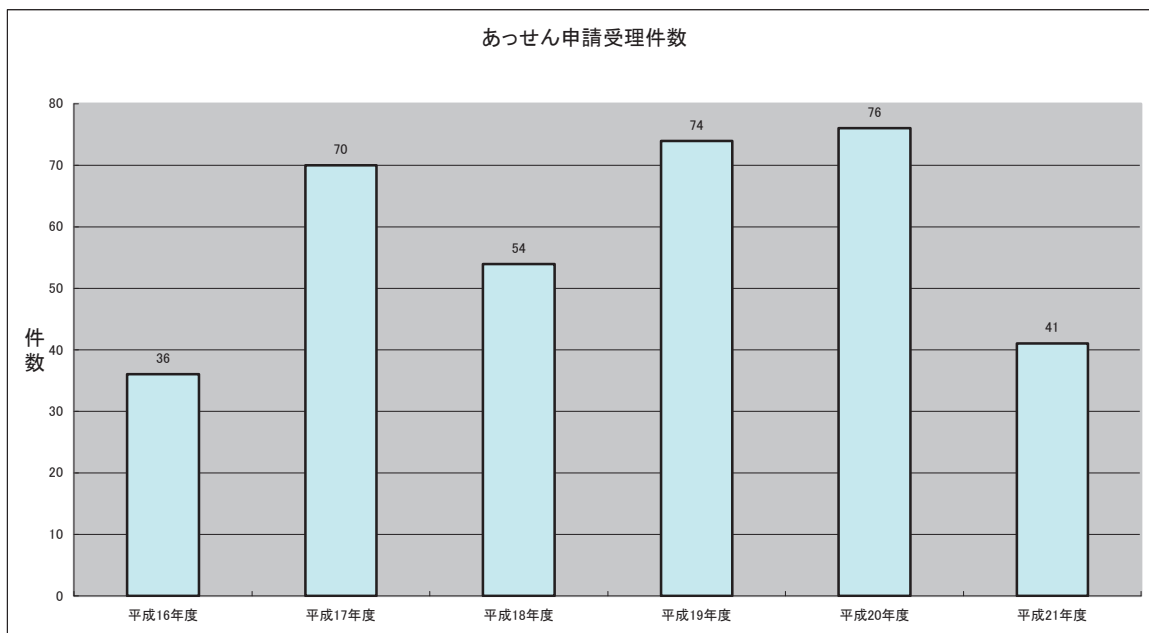
申出人（労働者）は、運転手から事務へ配置換えされた。運転手は、相当の不適合者でなければなければ配置換えされることはない。仕事の流れとして運転した場合、始業点検票を提出することになっていたが出し忘れ、自動車のキズが見つかった際、自分が犯人ではないかと疑われたことが原因と思われる。配置転換について納得できないので、配置転換を撤回するよう助言・指導して欲しい。

（結果）

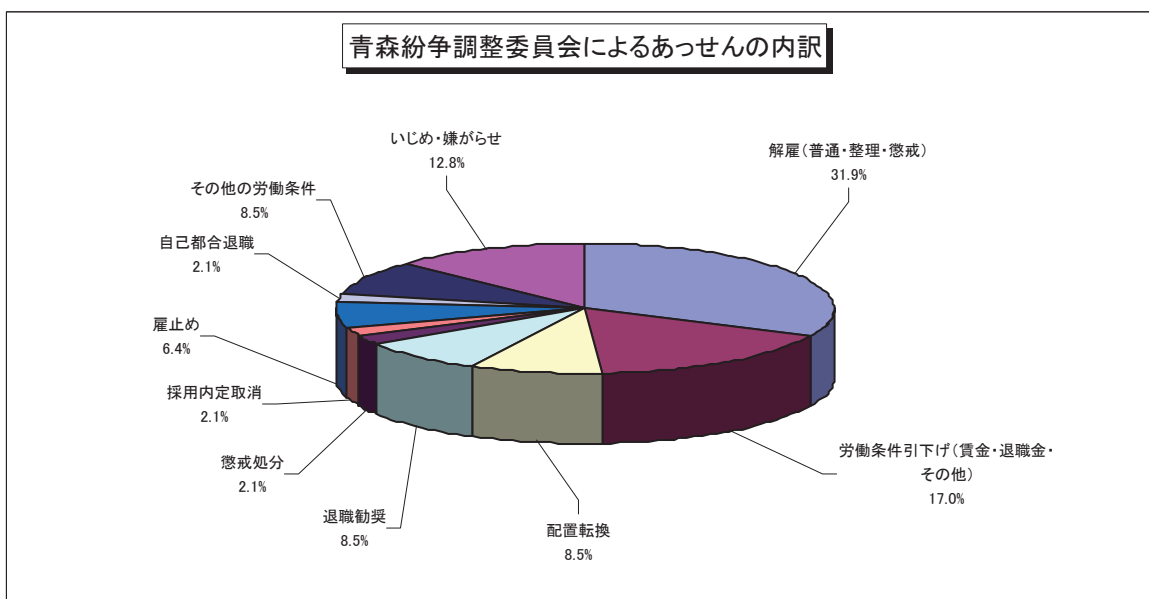
被申出人（事業主）に対し、配置転換には、合理的な理由が必要であり、また、就業規則等に配置転換の規定が必要なこと及び雇入れ時に他の勤務への配置転換について提示する必要があることなどを説明の上、当事者間でよく話し合うことを助言したところ、申出人が退職することとしたため、和解金を支払うことで解決した。

4 紛争調整委員会によるあっせんの実施状況

個別労働関係紛争の解決のため青森紛争調整委員会によるあっせんの申請を受理したものは 41 件（平成 20 年度 76 件）であった。



また、あっせん申請の紛争の紛争内容は、内訳が複数にまたがる事案もあるため、紛争事案としては47件（平成20年度86件）となり、そのうち解雇（普通・整理・懲戒）に係るものが15件（31.9%）と最も多く、次いで労働条件引き下げ（賃金・退職金・その他）にかかるものが8件（17.0%）、いじめ・嫌がらせ6件（12.8%）と続いている。



あっせんの処理状況を見ると、

- 平成21年度1年間に手続を終了したものは45件である。
- このうち合意が成立したものは12件（26.7%）、紛争の当事者の一方が手続に参加しない等の理由により、あっせんを打ち切ったものは29件（64.4%）となっている。
- 処理に要した期間は、1ヵ月以内が36件（80.0%）、1ヵ月を超え2ヵ月以

内が 9 件（20.0%）となっており、2 ヶ月以内に全ての処理が終了している。

- なお、平成 21 年度に申請受理をした 41 件中、申請人は、労働者が 40 件で、事業主からの申請も 1 件あった。

【あっせんの例】

◎事例 1：普通解雇に係る事案

（申請内容）

申請人（労働者）は、被申請人（事業主）に賃金の昇給を要望したところ、被申請人は応じることはできないとして解雇されたもので、これに伴い精神的・経済的損害を被ったので被申請人に対し補償金の支払いを求めたい。

（結果）

解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効となることを説明し、あっせん委員の指摘を踏まえ、被申請人が申請人に和解金を支払うことで双方が合意した。

◎事例 2：雇止めに係る事案

（申請内容）

申請人（労働者）は、1 年の期間契約社員であり、過去 3 回繰り返し契約を更新してきたが、今回、被申請人（事業主）から雇止めの通告をされた。雇止めの理由が納得いくものではないため、被申請人に対し経済的・精神的損害に対する補償金の支払いを求めたい。

（結果）

期間契約の労働契約であっても、繰り返し更新してきた場合には、解雇に関する法理が類推適用されることを説明し、あっせん委員の指摘を踏まえ、被申請人が申請人に和解金を支払うことで双方が合意した。

＜あっせん制度のご紹介＞

個別労働関係紛争は、基本的には私人間の民事上の紛争であること、雇用関係等継続的な関係を前提としていることが多く、特に円満な解決を図る必要性が高いことから、紛争当事者間の話し合いによる自主的な解決の促進を図るため、無料のあっせん制度を設けている。

あっせんは、紛争当事者の間に第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によっては両者がとるべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行うことにより、その自主的な解決を促進するものである。

また、あっせんを行う第三者機関としては、弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者で組織された青森紛争調整委員会が設置されており、各委員によるあっせんが実施されている。

青森労働局では、個別労働関係紛争の円満解決のため、あっせん制度の利用を呼びかけている。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨（第 1 条）

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

（1） 紛争の自主的解決（第 2 条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

（2） 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第 3 条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

（3） 都道府県労働局長による助言及び指導（第 4 条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

（4） 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。（第 5 条）

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。（第 6 条）

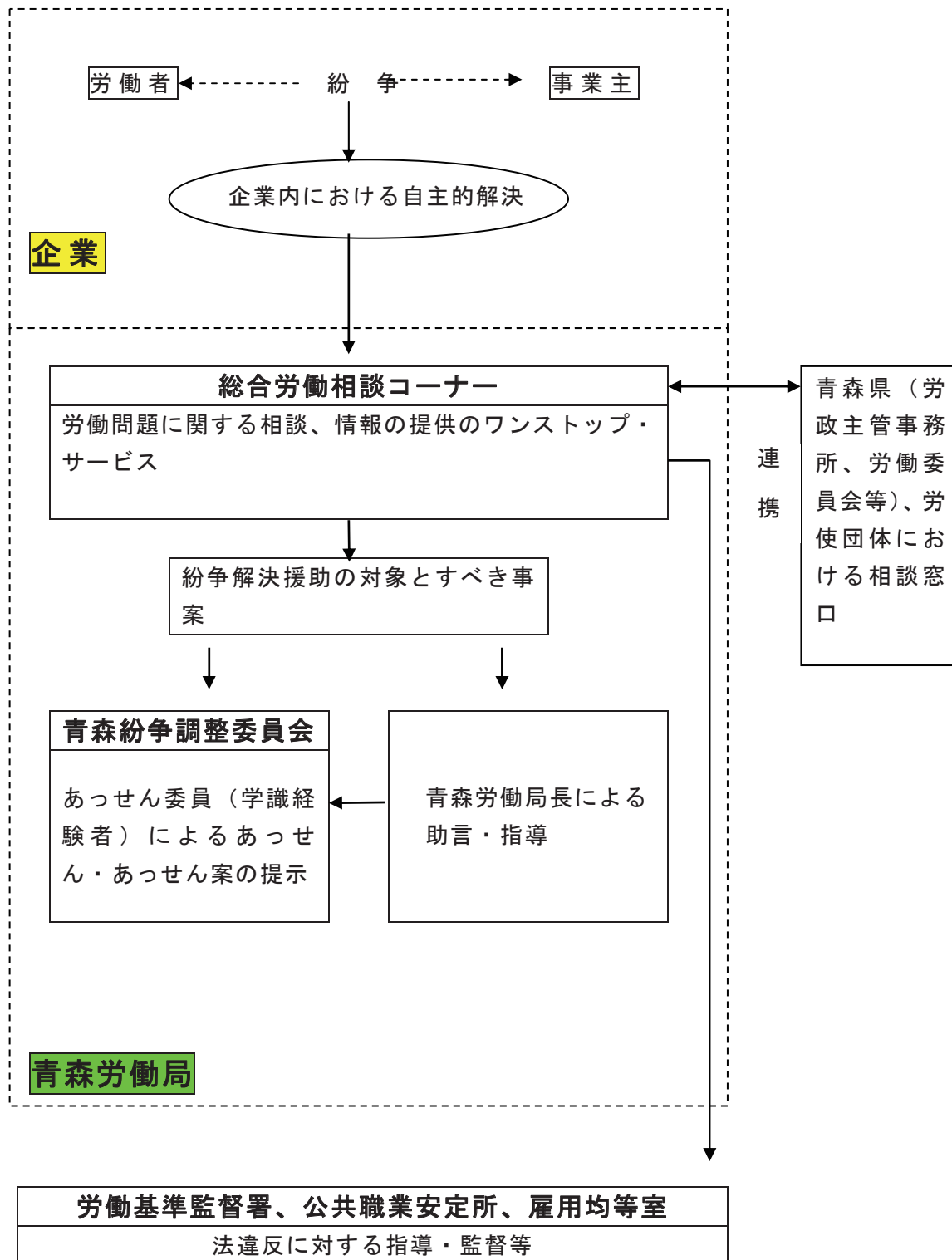
ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。（第 12 条）

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。（第 13 条）

（5） 地方公共団体の施策等（第 20 条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

個別労働紛争解決システムのスキーム



個別労働紛争解決制度の運用状況について(青森労働局)

(平成21年4月1日～22年3月31日)

1	総合労働相談コーナーに寄せられた相談				11,040 件
	相談者の種類				
	労働者	5,244 件	事業主	4,348 件	その他 1448 件
2	民事上の個別労働紛争に係る相談の件数				2,324 件
	① 相談者の種類				
	労働者	1,716 件	事業主	352 件	その他 256 件
	② 紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が2,593件となる。)				
	普通解雇	424 件	整理解雇	109 件	懲戒解雇 83 件
	労働条件引下げ(賃金)	178 件	労働条件引下げ(退職金)	25 件	労働条件引下げ(その他) 111 件
	在籍出向	6 件	配置転換	109 件	退職勧奨 244 件
	懲戒処分	69 件	採用内定取消	15 件	雇止め 177 件
	昇給・昇格	14 件	自己都合退職	224 件	その他の労働条件 140 件
	育児・介護休業	11 件	募集	15 件	採用 22 件
	定年等	20 件	年齢差別	0 件	障害者差別 1 件
	雇用管理改善・その他	3 件	労働契約の承継	3 件	いじめ・嫌がらせ 361 件
	教育訓練	3 件	人事評価	4 件	賠償 147 件
	その他	75 件			
3	労働局長による助言・指導の件数				
(1)	助言・指導の申出 受付を行った件数				78 件 (労働者 76件、事業主 2件)
	紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が88件となる。)				
	普通解雇	25 件	整理解雇	0 件	懲戒解雇 3 件
	労働条件引下げ(賃金)	6 件	労働条件引下げ(退職金)	1 件	労働条件引下げ(その他) 3 件
	在籍出向	0 件	配置転換	3 件	退職勧奨 4 件
	懲戒処分	1 件	採用内定取消	0 件	雇止め 9 件
	昇給・昇格	0 件	自己都合退職	6 件	その他の労働条件 12 件
	育児・介護休業等	1 件	募集	0 件	採用 1 件
	定年等	0 件	年齢差別	0 件	障害者差別 0 件
	雇用管理改善・その他	1 件	労働契約の承継	0 件	いじめ・嫌がらせ 5 件
	教育訓練	0 件	人事評価	2 件	賠償 3 件
	その他	2 件			
(2)	助言・指導の手続きを終了した件数				78 件
	終了の区分				
	助言を実施	78 件	取り下げ	0 件	打切り 0 件 その他 0 件
4	紛争調整委員会によるあっせんの件数				
(1)	あっせんの申請 受理を行った件数				41 件 (労働者 40件、事業主1件)
	紛争の内容(※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が47件となる。)				
	普通解雇	11 件	整理解雇	2 件	懲戒解雇 2 件
	労働条件引下げ(賃金)	5 件	労働条件引下げ(退職金)	1 件	労働条件引下げ(その他) 2 件
	在籍出向	0 件	配置転換	4 件	退職勧奨 4 件
	懲戒処分	1 件	採用内定取消	1 件	雇止め 3 件
	昇給・昇格	0 件	自己都合退職	1 件	その他の労働条件 4 件
	育児・介護休業	0 件	定年等	0 件	年齢差別 0 件
	障害者差別	0 件	雇用管理改善・その他	0 件	労働契約の承継 0 件
	いじめ・嫌がらせ	6 件	教育訓練	0 件	人事評価 0 件
	賠償	0 件	その他	0 件	
(2)	あっせんの手続きを終了した件数				45 件
	終了の区分				
	当事者間の合意の成立	12 件	申請の取下げ	4 件	
	打切り	29 件	その他	0 件	

総合労働相談窓口一覧

※管轄等はありませんので、最寄の総合労働相談コーナーでご相談ください。

名称	所在地	電話番号	利用時間
青森労働局 総合労働相談コーナー	〒030-8558 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 8階 青森労働局総務部企画室内	017-734-4212	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)
青森総合労働相談コーナー	〒030-0861 青森市長島 1-3-5 青森第 2 合同庁舎 8階 青森労働基準監督署内	017-734-4444	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)
弘前総合労働相談コーナー	〒036-8172 弘前市南富田町 5-1 弘前労働基準監督署内	0172-33-6411	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)
八戸総合労働相談コーナー	〒039-1166 八戸市根城 9-13-9 八戸合同庁舎 1階 八戸労働基準監督署内	0178-46-3311	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)
五所川原総合労働相談コーナー	〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻 507-5 五所川原合同庁舎 3階 五所川原労働基準監督署内	0173-35-2309	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)
十和田総合労働相談コーナー	〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 3階 十和田労働基準監督署内	0176-23-2780	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)
むつ総合労働相談コーナー	〒035-0072 むつ市金谷 2-6-15 下北合同庁舎 4階 むつ労働基準監督署内	0175-22-3136	9:00~17:15 (土・日曜・休祝 日及び年末年始 の閉庁日を除 く)